

財務データ

財務諸表

≫ 貸借対照表

(資産の部)

(単位:百万円)

科目	2019年度末	2020年度末
現金	5,078	5,503
預け金	227,892	245,755
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	56	—
金銭の信託	500	200
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	85,331	103,019
国債	6,219	18,675
地方債	7,456	11,480
短期社債	—	—
社債	48,932	54,756
貸付信託	—	—
投資信託	2,503	2,130
株式	76	77
外国証券	20,142	15,900
その他の証券	—	—
貸出金	743,669	759,648
割引手形	—	—
手形貸付	1,022	579
証書貸付	728,458	745,451
当座貸越	14,188	13,617
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	9,493	8,263
未決済為替貸	16	16
労働金庫連合会出資金	6,300	6,300
前払費用	158	115
未収収益	1,444	1,339
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	1,574	491
有形固定資産	7,221	6,992
建物	2,171	2,002
土地	4,536	4,506
リース資産	—	—
建設仮勘定	—	0
その他の有形固定資産	513	484
無形固定資産	119	87
ソフトウェア	119	87
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	79	48
繰延税金資産	1,119	1,011
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	29	23
貸倒引当金	△130	△148
(うち個別貸倒引当金)	(△130)	(△148)
資産の部合計	1,080,461	1,130,405

(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

(科目)	2019年度末	2020年度末
預金積金	987,621	1,034,937
当座預金	165	155
普通預金	319,016	363,229
貯蓄預金	2,006	2,054
通知預金	—	—
別段預金	213	177
納税準備預金	—	—
定期預金	666,219	669,320
定期積金	—	—
その他の預金	—	—
譲渡性預金	18,362	19,794
借入金	17,503	17,476
借入金	17,400	17,400
当座借越	103	76
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマースナル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	2,718	2,493
未決済為替借	4	8
未払費用	981	758
給付補填備金	—	—
未払法人税等	376	474
前受収益	166	122
払戻未済金	4	2
払戻未済持分	2	1
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	31	23
金融商品等受入担保金	—	—
リース債務	—	—
資産除去債務	151	138
その他の負債	999	962
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	285	288
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	2,582	2,682
役員退職慰労引当金	84	72
睡眠預金払戻損失引当金	120	122
債務保証損失引当金	—	—
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	520	511
債務保証	29	23
負債の部合計	1,029,829	1,078,401
出資金	3,257	3,257
普通出資金	3,257	3,257
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	46,323	47,410
利益準備金	3,334	3,334
その他利益剰余金	42,988	44,076
特別積立金	40,822	42,032
(特別積立金)	(1,450)	(1,450)
(機械化積立金)	(13,570)	(13,970)
(金利変動等準備積立金)	(15,478)	(15,878)
(配当準備積立金)	(760)	(760)
(経営基盤強化積立金)	(7,834)	(8,234)
(為替変動準備積立金)	(500)	(500)
(不動産更新準備積立金)	(1,000)	(1,000)
(社会貢献事業積立金)	(200)	(200)
(金庫創立70周年記念事業積立金)	(30)	(40)
当期未処分剰余金	2,166	2,044
処分未済持分(△)	—	—
自己優先出資(△)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	49,580	50,668
その他有価証券評価差額金	△277	23
繰延ヘッジ損益	△23	△16
土地再評価差額金	1,351	1,328
評価・換算差額等合計	1,050	1,335
純資産の部合計	50,631	52,003
負債及び純資産の部合計	1,080,461	1,130,405

注記は48ページをご覧ください。

損益計算書

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
経常収益	14,451	14,194
資金運用収益	12,939	12,850
貸出金利息	11,322	11,313
預け金利息	834	745
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	384	411
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	398	379
役員取引等収益	826	734
受入為替手数料	170	164
その他の役員収益	655	570
その他業務収益	576	571
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	51	66
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	23
その他の業務収益	524	481
その他経常収益	109	38
貸倒引当金戻入益	20	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	5	31
金銭の信託運用益	0	3
その他の経常収益	83	3
経常費用	12,706	12,405
資金調達費用	430	360
預金利息	420	349
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	3	3
借入金利息	0	0
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	6	7
その他の支払利息	—	—
役員取引等費用	2,683	2,708
支払為替手数料	740	678
その他の役員費用	1,943	2,029
その他業務費用	69	91
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	48	26
国債等債券償還損	—	61
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	20	4
経費	9,512	9,184
人件費	5,371	5,308
物件費	4,069	3,808
税金	71	66
その他経常費用	10	60
貸倒引当金繰入額	—	17
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	19
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
退職手当金	10	8
その他の経常費用	0	14
経常利益	1,745	1,789
特別利益	203	49
固定資産処分益	0	35
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	202	14
特別損失	35	72
固定資産処分損	6	10
減損損失	29	62
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—

損益計算書(つづき)

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
税引前当期純利益	1,912	1,766
法人税、住民税及び事業税	376	589
法人税等調整額	94	△18
法人税等合計	470	571
当期純利益	1,442	1,194
繰越金(当期首残高)	724	826
土地再評価差額金取崩額	—	23
当期末処分剰余金	2,166	2,044

- 注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
 2. 子会社との取引による収益総額 8,077千円
 子会社との取引による費用総額 194,320千円
 3. 出資1口当たりの当期純利益金額 366円80銭
 4. 固定資産の重要な減損損失
 当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しています。

場所	用途	種類
夕張出張所	営業用店舗	建物・動産
滝川支店	営業用店舗	土地・建物・動産・その他の有形固定資産
赤平出張所	営業用店舗	建物・動産

資産をグループ化した方法は、管理会計の最小単位である営業店単位を基本とし、キャッシュフローが相互補完的である連合店舗は連合店舗単位、エリア営業店舗はエリア単位としています。

遊休資産については、各資産を最小単位としています。本部、事務センター等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としています。

営業キャッシュフローの減少および使用方法の変更等により投下資産の回収可能額が著しく低下した資産について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額62,078千円を「減損損失」として計上しています。その内訳は、建物42,851千円、土地9,323千円、動産9,081千円、その他の有形固定資産772千円、建設仮勘定49千円です。

当該資産グループの回収可能価額は、路線価等市場価格を適切に反映している指標に基づいた正味売却価格により算定しています。
以上

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	2019年度 (総代会承認日 2020年6月24日)	2020年度 (総会承認日 2021年6月22日)
当期末処分剰余金	2,166	2,044
(うち当期純利益)	1,442	1,194
(うち前期繰越金)	724	826
(うち土地再評価差額金取崩額)	—	23
剰余金処分額	1,340	1,200
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年4%)130	(年4%)130
優先出資に対する配当金	(年—%)—	(年—%)—
特別積立金	1,210	1,070
(金利変動等準備積立金)	(400)	(350)
(経営基盤強化積立金)	(400)	(350)
(機械化積立金)	(400)	(350)
(金庫創立70周年記念事業積立金)	(10)	(10)
(固定資産圧縮記帳積立金)	—	(10)
繰越金(当期末残高)	826	843

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2021年5月25日に監事の監査を受けています。また、同年6月22日の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ています。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を、2021年5月21日に受けています。

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しています。

2021年6月23日
北海道労働金庫 理事長 出村良平

財務諸表

2020年度貸借対照表(46ページ)の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の評価は移動平均法による原価法、その他有価証券の評価は原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法による原価法により行っており、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。なお、売買目的有価証券は保有していません。
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
4. テリバティブ取引の評価基準及び評価方法
テリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
5. 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 8年～50年
その他 4年～25年
6. 資産除去債務の計上基準
当金庫は、一部の営業用店舗等に関して不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しています。この様な有形固定資産の除去に際する契約並びに法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。
資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は対象となる有形固定資産の法定耐用年数、割引率については資産除去の実施が予想される年限に対応する見積時点の税引前リスク・フリーレートを採用しています。
なお、個々の除去費用が少額な場合などにおいては、当金庫の規定に基づき金額の重要性を勘案し資産除去債務の会計処理の対象外としています。
当会計年度における資産除去債務の残高の推移は以下の通りです。
期首残高 151,015 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額 -
時の経過による調整額 2,198
資産除去債務の履行による減少額 14,630
当会計年度末残高 138,584
7. 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
9. 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日)」に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しています。
10. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
11. 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。
(1)過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理
(2)数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理
なお、パートナー職員への退職慰労金、シニア嘱託職員への退職功労金の支払いに備えるため、パートナー職員はパートナー職員退職慰労金制度規程に基づき、シニア嘱託職員はシニア嘱託職員給与規程に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

12. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。
14. ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号令和2年10月8日)」に規定する繰延ヘッジによって行っています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 6,521,329千円
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 89,717千円
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 -千円
19. 子会社等の株式(及び出資)総額 22,559千円
20. 子会社等に対する金銭債権総額 63,000千円
21. 子会社等に対する金銭債務総額 247,536千円
22. リース取引
業務用車輛等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、当金庫における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金額の重要性が乏しいと認められるため、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。
23. 破綻先債権額及び延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は297,161千円、延滞債権額は3,824,064千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
24. 3か月以上延滞債権額
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は51,791千円です。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。
25. 貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3か月以上延滞債権」に該当しないものです。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,173,017千円です。
なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
27. 担保に供している資産
当座借越契約及び内国為替決済保証金の担保として、定期預け金52,525,600千円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金284,239千円が含まれています。
28. 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △228,149千円
29. 出資1口当たりの純資産額 15,962円55銭
30. 目的積立金
目的積立金は特別積立金に含めて記載しています。
31. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、貸出及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案しながら、預金積金及び譲渡性預金により資金調達を行っています。
このように、当金庫では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を

有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環として、デリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫は、事業地区内の個人を中心とした取引先に対する貸出金、及び金融機関への預け金の他、債券、投資信託及び株式などの有価証券を主たる金融資産として保有しており、これらはそれぞれ市場リスク、信用リスクに晒されています。

また、事業地区内の個人を中心とした取引先から受け入れている、預金積金及び譲渡性預金が多たる金融負債であり、これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これを貸出金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ手段として用いており、ヘッジ会計を適用しています。

このヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫では、与信信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、「融資事務取扱要領」を制定するとともに、階層別の業務研修を行っており、さらには牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件審査を行う体制としています。さらには、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、「資産査定規程」に基づき定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、リスク管理部門と審査及び与信管理部門が貸出金等の全ての資産に対する査定を実施し、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門が、定期的に格付や時価を把握することで管理しています。

信用リスクの管理状況については、常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

② 市場リスクの管理

イ. 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当金庫は、「リスク管理方針」「リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等を規定しており、統計的手法であるバリュアット・アット・リスク(VaR)を用いて金利リスク及び価格変動リスクを計測し、理事会で決定したリスク限度額の範囲内となるよう管理を行うとともに、バック・テストを定例実施し、計測手法の有効性を検証しています。

月次で実施している計測の結果については、常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、金利リスク管理及び価格変動リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っています。

ロ. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、「リスク管理方針」「リスク管理規程」「ヘッジ取引要領」に基づき実施しています。

デリバティブの取引状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、デリバティブ取引に関するリスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

ハ. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産及び金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間:「預金・貸出金・預け金:デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、信頼区間:99% (価格リスクは信頼区間99.9%)、観測期間:金利リスクは5年間、価格リスクは3年間)により算出しており、令和3年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で5,999,892千円です。流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。定期性預金・住宅ローンのVaRについては、過去の実績に基づくプリペイメント(期限前返済)モデルを用いて算出しています。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、流動性リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

32. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません(注2)参照)。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 預け金	245,755,051	247,147,286	1,392,234
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	418,220	434,112	15,892
その他有価証券	102,573,020	102,573,020	—
(3) 貸出金	759,648,742		—
貸倒引当金(*1)	△139,795		—
	759,508,947	767,078,535	7,569,588
金融資産計	1,108,255,239	1,117,232,954	8,977,715
(1) 預金積金	1,034,937,055	1,035,103,000	165,944
(2) 譲渡性預金	19,794,876	19,801,239	6,362
(3) 信用金	17,476,133	17,461,762	△14,370
金融負債計	1,072,208,065	1,072,366,002	157,936
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	(23,347)	(23,347)	—
デリバティブ取引計	(23,347)	(23,347)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) その他の資産、その他の負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

(*3) ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 令和2年9月29日)を適用しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。また、満期がある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格、投資信託は公表されている基準価格または取引先金融機関から提示された価格によっています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出実行後において貸出先の信用状態に大きな変動がない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期(1年以内)のもの、及び貸出を担保資産の範囲内に限るなど、その特性から返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等より時価が帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づき個別に貸倒引当金を見積もっているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金計上額を控除した額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としています。

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分した上で、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3) 信用金

借入金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

財務諸表

区 分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式(*1)	6,100
子会社株式(*1)	22,559
労働金庫連合会出資金(*2)	6,300,000
合 計	6,328,659

(*1) 非上場株式及び子会社株式については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

(*2) 労働金庫連合会出資金については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	117,864,951	114,090,100	13,800,000	-
有価証券				
満期保有目的の債券	-	418,220	-	-
その他の有価証券のうち満期があるもの	3,565,000	23,132,533	72,030,792	2,393,040
貸出金(*1)	60,934,729	167,033,522	159,545,115	372,135,375
合 計	182,364,681	304,674,375	245,375,907	374,528,416

(*1) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでいます。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	640,389,853	392,310,621	2,236,580	-
譲渡性預金	17,391,876	1,403,000	1,000,000	-
借入金	600	17,407,533	30,000	38,000
合 計	657,782,330	411,121,155	3,266,580	38,000

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

33. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項
有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「外国証券」「投資信託」「株式」が含まれています(以下、37. まで同様)。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません(32. (注2)参照)。

- 売買目的有価証券
当事業年度の損益に含まれた評価差額 - 千円
- 満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	418,220	434,112	15,892
	外国証券	-	-	-
	そ の 他	-	-	-
	小 計	418,220	434,112	15,892
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	そ の 他	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		418,220	434,112	15,892

(3) その他の有価証券

	種 類	貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	34,234,350	34,003,859	230,491
	国 債	724,169	715,169	8,999
	地方債	2,509,250	2,499,371	9,878
	短期社債	-	-	-
	社 債	31,000,931	30,789,318	211,612
	外国証券	-	-	-
	投資信託	1,403,093	1,178,919	224,173
	そ の 他	-	-	-
		小 計	35,637,443	35,182,779

	種 類	貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	48,560	50,460	△1,899
	債 券	66,159,956	66,506,721	△346,765
	国 債	17,951,580	17,997,423	△45,843
	地方債	8,971,450	9,000,000	△28,550
	短期社債	-	-	-
	社 債	23,336,914	23,503,934	△167,020
	外国証券	15,900,011	16,005,363	△105,351
	投資信託	727,060	800,000	△72,940
	そ の 他	-	-	-
		小 計	66,935,576	67,357,181
合 計		102,573,020	102,539,960	33,059

34. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当はありません。

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券

種 類	売却額(千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
株 式	-	-	-
債 券	9,317,178	66,548	26,429
国 債	2,001,010	6,110	11,290
地方債	1,812,084	17,084	-
短期社債	-	-	-
社 債	5,504,083	43,353	15,139
外国証券	-	-	-
投資信託	427,922	31,497	19,957
そ の 他	-	-	-
合 計	9,745,101	98,045	46,386

36. 保有目的を変更した有価証券
該当はありません。

37. 減損処理を行った有価証券
該当はありません。

38. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

該当はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えるもの	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えないもの
満期保有目的の金銭の信託	200,000	200,000	-	-	-

(3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)
該当はありません。

39. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は123,843,904千円です。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものは31,267,175千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において、必要に応じ不動産等の担保を徴求するほか、予め定めている庫内手続きに基づき、契約後も必要に応じて契約の見直しをするなど、債権保全上の措置等を講じています。

なお、総合口座は定期預金を担保として債権保全上の措置を行う契約であり、未実行残高は上記の金額のうち92,576,728千円です。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産		
退職給付引当金	781,873	千円
減価償却限度超過額	128,113	
その他	546,652	
繰延税金資産小計	1,456,639	
評価性引当額	△287,955	
繰延税金資産合計	1,168,684	
繰延税金負債		
その他の有価証券評価差額	125,487	
前払年金費用	13,449	
有形固定資産(除去資産減価償却超過額)	14,629	
固定資産圧縮記帳積立金	4,083	
繰延税金負債合計	157,650	
繰延税金資産の純額	1,011,033	千円

41. 重要な会計上の見積り

(1) 固定資産の減損

- ① 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
有形固定資産 6,992,586 千円

- ② 翌年度の財務諸表に与える影響
有形固定資産については、営業店単位でグルーピングを行い、資産グループ毎に将来収支を見積もって減損の要否を判定しています。

また、グルーピングされた資産グループのうち減損の兆候があると判定したものについては、資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、前者が後者を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しています。将来キャッシュ・フローは収支シミュレーションに基づいて算出しています。

将来の経済情勢や収支環境等の変化により、資産グループの将来収支が見積りよりも下方修正された場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産

- ① 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
繰延税金資産 1,011,033 千円
繰延税金資産の認識は、収支シミュレーションに基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

42. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度から適用し、重要な会計上の見積りの注記を記載しています。

以 上

財務データ

資産内容の開示

》資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の特務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくリス

資産査定の特務者区分		ろうきんの償却・引当基準		
区分単位	特務者単位	区分単位	特務者単位	
対象債権	債権	対象債権	債権	
定義	労働金庫の資産査定規程	定義	処理基準	労働金庫の資産査定規程
特務者区分		特務者区分	分類	
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している特務者 297	破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 1
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 -
			非・Ⅱ分類	295
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている特務者 959	実質破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 0
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 -
			非・Ⅱ分類	959
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる特務者 2,864	破綻懸念先	Ⅲ分類	必要額(予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。)を個別貸倒引当金に繰入れる。 138
			非・Ⅱ分類	2,726
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある特務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある特務者のほか、業況が低調ないしは不安定な特務者又は財務内容に問題がある特務者など今後の管理に注意を要する特務者 2,749	要注意先	要管理債権	過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等及び個別の状況を勘案し算出した引当額を一般貸倒引当金に繰入れる。 53
			要管理債権以外(注1)	
			要管理先以外の要注意先	非・Ⅱ分類
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる特務者 744,841	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。 744,841
その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 8,372	その他	—	引当は行わない。 8,372

ク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

(単位:百万円)

債権の区分(金融再生法に基づく報告・公表)		リスク管理債権の区分(労金法に基づく開示)	
区分単位	債務者単位	区分単位	債権単位
対象債権	総与信	対象債権	貸出金
債権区分	定義 労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条	債権区分	定義 労働金庫法施行規則第114条
(注2)		(注4)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立てを行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金 297
(注2)		(注4)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,257	延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 2,865	延滞債権	3,824
要管理債権(債権単位)	3か月以上延滞債権	3か月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く) 51
	貸出条件緩和債権	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く) -
正常債権(注3)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権 755,912		

※表中の金額は、各種基準との関連を明らかにするため、すべて単位未満を切り捨てて表示しています。
 (注1) 要管理債権を有する債務者の、3か月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。
 (注2) 償却・引当基準と金融再生法の差は、直接償却額分です。
 (注3) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。
 (注4) 金融再生法とリスク管理債権の差は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額(貸出金分)にも一致することとなります。

財務データ

資産内容の開示

》資産査定について

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定」に基づく、2021年3月31日現在の資産査定状況は以下のとおりです。

金融再生法開示債権および同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末	2020年度末
金融再生法上の不良債権(A)	4,164	4,173
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,096	1,257
危険債権	2,893	2,865
要管理債権	175	52
保全額(B)	4,164	4,173
担保・保証等による回収見込み額	4,042	4,033
貸倒引当金	122	140
保全率(B)/(A)(%)	100.00	100.00
正常債権(C)	739,968	755,912
合計(D)=(A)+(C)	744,133	760,086
金融再生法上の不良債権比率(A)/(D)(%)	0.56	0.55

* 単位未満は四捨五入、償却後残高。

* 比率は表上の数値で算出し、保全率は100%を上限に記載しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3か月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

》リスク管理債権の状況

2020年度末のリスク管理債権の合計は4,173百万円で、総貸出金残高759,648百万円に占める割合(リスク管理債権比率)は0.54%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が297百万円、「延滞債権」が3,824百万円、「3か月以上延滞債権」が51百万円、「貸出条件緩和債権」が0百万円となっています。

リスク管理債権の合計4,173百万円のうち、4,033百万円は担保や優良保証機関等の保証で債権を保全しており、さらに「貸倒引当金」を139百万円引き当てています。その結果、保全額は4,173百万円となり、リスク管理債権合計の100%をカバーしています。

リスク管理債権(破綻先債権・延滞債権・3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額)及びこれらに対する保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末	2020年度末
リスク管理債権 合計(A)	4,163	4,173
破綻先債権	415	297
延滞債権	3,573	3,824
3か月以上延滞債権	175	51
貸出条件緩和債権	0	0
保全額(B)	4,163	4,173
担保・保証等による回収見込み額	4,041	4,033
貸倒引当金(C)	122	139
保全率(B)/(A)(%)	100.00	100.00
貸出金残高(D)	743,669	759,648
リスク管理債権比率(A)/(D)(%)	0.55	0.54

* 単位未満は切捨、償却後残高。

* 比率は表上の数値で算出し、保全率は100%を上限に記載しています。

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、当初の契約どおり返済されていない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3か月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合には、自己破産も)などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことで

「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

「3か月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる(会社の業績不振等)などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3か月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。)

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。なお表中の(C)は「リスク管理債権」の債権額について引き当てた貸倒引当金の残高で、貸借対照表上の金額とは相違しています。

「個別貸倒引当金」とは「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3か月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

経営指標

主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	15,082	14,683	14,693	14,451	14,194
経常利益	2,100	1,891	1,615	1,745	1,789
当期純利益	1,483	1,051	1,007	1,442	1,194
純資産額	47,845	48,844	49,920	50,631	52,003
総資産額	1,015,753	1,039,284	1,057,469	1,080,461	1,130,405
預金積金残高	943,668	961,924	972,497	987,621	1,034,937
貸出金残高	655,807	673,171	711,667	743,669	759,648
有価証券残高	34,709	56,170	69,551	85,331	103,019
出資総額	3,260	3,259	3,258	3,257	3,257
出資総口数(口)	3,260,208	3,259,168	3,258,276	3,257,850	3,257,868
出資に対する配当金	130	130	130	130	130
職員数(人)	789	762	730	711	722
単体自己資本比率(%)	9.48	9.20	8.84	8.68	8.69

- (注)1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
 なお、預金積金残高には譲渡性預金を含んでいません。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しています。

主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2019年度	2020年度
業務粗利益	11,158	10,996
業務粗利益率	1.04	0.99
業務純益	1,742	1,895
実質業務純益	1,742	1,895
コア業務純益	1,739	1,916
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	1,739	1,916
資金運用収支	12,508	12,490
役務取引等収支	△1,857	△1,973
その他業務収支	506	479
資金運用勘定平均残高	1,067,835	1,107,386
資金運用収益(受取利息)	12,939	12,850
資金運用収益増減(△)額	△228	△89
資金運用利回り	1.21	1.16
資金調達勘定平均残高	1,026,038	1,065,128
資金調達費用(支払利息)	430	360
資金調達費用増減(△)額	△99	△69
資金調達利回り	0.04	0.03
資金調達原価率	0.95	0.88
総資金利鞘	0.26	0.28
総資産経常利益率	0.16	0.15
総資産当期純利益率	0.13	0.10
総資産業務純益率	0.16	0.16
純資産経常利益率	3.45	3.44
純資産当期純利益率	2.85	2.30
純資産業務純益率	3.44	3.65

- (注)1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。
3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。
4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。
5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。
6. 利益率・純益率

$$\begin{aligned} & \text{総資産(純)利益率} \\ & \text{(又は純益率)} \\ & = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{純資産(純)利益率} \\ & \text{(又は純益率)} \\ & = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出を除く)期末残高}} \times 100 \end{aligned}$$

純資産の内訳

(単位:百万円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
純資産	47,845	48,844	49,920	50,631	52,003
出資金	3,260	3,259	3,258	3,257	3,257
資本剰余金	—	—	—	—	—
利益剰余金	43,183	44,122	45,010	46,323	47,410
利益準備金	3,334	3,334	3,334	3,334	3,334
その他利益剰余金	39,849	40,788	41,676	42,988	44,076
特別積立金	37,742	39,052	40,012	40,822	42,032
(特別積立金)	(1,450)	(1,450)	(1,450)	(1,450)	(1,450)
(金利変動等準備積立金)	(13,778)	(14,578)	(15,078)	(15,478)	(15,878)
(機械化積立金)	(13,570)	(13,570)	(13,570)	(13,570)	(13,970)
(配当準備積立金)	(760)	(760)	(760)	(760)	(760)
(経営基盤強化積立金)	(6,484)	(6,984)	(7,434)	(7,834)	(8,234)
(為替変動準備積立金)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
(不動産更新準備積立金)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
(社会貢献事業積立金)	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)
(金庫創立70周年記念事業)	(—)	(10)	(20)	(30)	(40)
当期末処分剰余金	2,107	1,736	1,664	2,166	2,044
その他有価証券評価差額金	40	115	326	△277	23
繰延ヘッジ損益	△15	△16	△26	△23	△16
土地再評価差額金	1,377	1,362	1,351	1,351	1,328

預金に関する指標

▶▶ 預金科目別残高(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2019年度末				2020年度末			
	個人	法人			個人	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	-	-	-	165	-	-	-	155
普通預金	294,879	1,371	13	22,751	335,544	1,334	12	26,337
貯蓄預金	2,006	-	-	-	2,054	-	-	-
通知預金	-	-	-	-	-	-	-	-
別段預金	-	65	71	77	8	26	12	128
納税準備預金	-	-	-	-	-	-	-	-
定期預金	636,944	2,697	1,772	24,804	642,486	2,385	2,316	22,132
定期積金	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	933,831	4,133	1,857	47,799	980,094	3,746	2,342	48,753

▶▶ 預金者別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	815,641	82.58	853,267	82.44
民間労働組合	160,737	16.27	170,597	16.48
民間以外の労働組合及び公務員団体	530,029	53.66	554,328	53.56
消費生活協同組合・同連合会	5,498	0.55	6,494	0.62
その他の団体	119,376	12.08	121,846	11.77
(うち間接構成員)	(778,838)	(78.86)	(815,954)	(78.84)
個人会員	9,576	0.97	11,786	1.13
国・地方公共団体・非営利法人	5,930	0.60	5,495	0.53
一般員外(a)	156,472	15.84	164,388	15.88
合計	987,621	100.00	1,034,937	100.00

(注) 当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けています。

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
一般員外譲渡性預金(b)	1,050	750
一般員外預金計(c):(上表の(a)+(b))	157,522	165,138
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	1,005,983	1,054,731
一般員外預金比率(c)/(d)×100	15.65%	15.65%

▶▶ 預金種類別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2019年度	2020年度
流動性預金	318,562	353,788
定期性預金	672,054	673,251
譲渡性預金	19,034	22,083
その他の預金	-	-
合計	1,009,652	1,049,123

▶▶ 財形貯蓄残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2019年度末		2020年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	120,375	11.96	124,019	11.75
財形年金	52,078	5.17	49,984	4.73
財形住宅	7,212	0.71	6,680	0.63
合計	179,666	17.85	180,683	17.13

▶▶ 定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
固定金利定期預金	666,069	669,163
変動金利定期預金	149	157
合計	669,219	669,320

貸出金等に関する指標

▶▶ 貸出金科目別内訳 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	2019年度	2020年度
手形貸付	342	235
証書貸付	714,021	738,296
当座貸越	13,512	13,485
割引手形	-	-
合計	727,876	752,017

▶▶ 貸出金の固定金利・変動金利別内訳

(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
固定金利貸出金	195,873	187,121
変動金利貸出金	547,796	572,527
合計	743,669	759,648

(注)手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

▶▶ 貸出金担保種類別内訳 (期末残高)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
当金庫預金積金	2,104	1,848
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	180,304	159,499
その他	-	-
小計	182,409	161,347
保証	551,371	589,719
信用	9,888	8,581
合計	743,669	759,648

▶▶ 債務保証見返勘定の担保種類別内訳

(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	-	-
その他	-	-
小計	-	-
保証	29	23
信用	0	0
合計	29	23

▶▶ 預貸率

(単位:%)

項目	2019年度	2020年度
預貸率(期末値)	73.92	72.02
預貸率(期中平均値)	72.09	71.68

▶▶ 貸出金使途別内訳 (期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
貸付手当対策資金	-	-	-	-
生活資金	81,241	10.92	80,678	10.62
カードローン	9,972	1.34	9,629	1.26
教育ローン	12,133	1.63	12,348	1.62
その他	59,136	7.95	58,700	7.72
福利共済資金	9,994	1.34	8,693	1.14
運営資金	164	0.02	128	0.01
生協資金	-	-	18	(0.00)
運営資金	-	-	164	0.02
住宅資金	651,989	87.67	669,915	88.18
一般住宅資金	71	0.00	50	0.00
住宅事業資金	-	-	-	-
合計	743,669	100.00	759,648	100.00

▶▶ 貸出金貸出先別・業種別内訳 (期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合	211,691	28.46	216,314	28.47
民間以外の労働組合及び公務員団体	177,576	23.87	174,497	22.97
消費生活協同組合及び同連合会	108,334	14.56	131,506	17.31
その他の団体	224,086	30.13	215,651	28.38
《うち間接構成員》	《720,990》	《96.95》	《737,359》	《97.06》
上記に所属しない個人会員	207	0.02	252	0.03
会員等計	721,897	97.07	738,221	97.17
預金積金担保貸出	292	0.03	253	0.03
その他	21,480	2.88	21,172	2.78
業種別内訳				
製造業	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-
医療、福祉	97	(0.01)	73	(0.00)
サービス業	34	(0.00)	-	-
国・地方公共団体	9,629	(1.29)	8,372	(1.10)
個人	11,741	(1.57)	12,727	(1.67)
その他	-	-	-	-
会員外計	21,772	2.92	21,426	2.82
合計	743,669	100.00	759,648	100.00

財務データ

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項目	計	期間の定めなし					
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超		
国債	2019年度末	6,219	4,377	608	1,233	-	-
	2020年度末	18,675	256	376	18,042	-	-
地方債	2019年度末	7,456	150	-	7,002	303	-
	2020年度末	11,480	-	-	11,480	-	-
短期社債	2019年度末	-	-	-	-	-	-
	2020年度末	-	-	-	-	-	-
社債	2019年度末	48,932	735	8,647	37,859	1,689	-
	2020年度末	54,756	218	10,363	41,780	2,393	-
貸付信託	2019年度末	-	-	-	-	-	-
	2020年度末	-	-	-	-	-	-
投資信託	2019年度末	2,503	1,381	363	758	-	-
	2020年度末	2,130	1,403	-	727	-	-
株式	2019年度末	76	76	-	-	-	-
	2020年度末	77	77	-	-	-	-
外国証券	2019年度末	20,142	4,602	15,448	91	-	-
	2020年度末	15,900	3,089	12,810	-	-	-
その他の証券	2019年度末	-	-	-	-	-	-
	2020年度末	-	-	-	-	-	-
合計	2019年度末	85,331	1,457	9,865	25,069	46,945	1,993
	2020年度末	103,019	1,480	3,565	23,550	72,030	2,393

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円、%)

項目	2019年度		2020年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	5,186	6.85	11,537	12.20
地方債	4,345	5.73	9,374	9.91
短期社債	-	-	-	-
社債	44,075	58.21	51,316	54.26
貸付信託	-	-	-	-
投資信託	1,954	2.58	2,542	2.68
株式	79	0.10	79	0.08
外国証券	20,069	26.50	19,718	20.85
その他の証券	-	-	-	-
合計	75,711	100.00	94,568	100.00

(注) 社債には、政府保証債、公社公債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。

預証率

(単位:%)

項目	2019年度	2020年度
預証率(期末値)	8.48	9.76
預証率(期中平均値)	7.49	9.01

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどに振り向け、勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。これらの有価証券については、毎決算期にその価格を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記をご覧ください。なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2021年3月末現在の状況であり、今後、変動してまいります。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

項目	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項目	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,700	2,707	7	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	479	500	20	418	434
	外国証券	500	500	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
小計	3,679	3,708	28	418	434	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-
	外国証券	810	808	△1	-	-
	その他	-	-	-	-	-
小計	810	808	△1	-	-	
合計	4,489	4,517	27	418	434	

- (注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

3. 子会社・子会社等株式及び関連法人等株式

(単位:百万円)

項目	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	-	-	-	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記5.に記載しております。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

項目	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6	5	1	-	-
	債券	-	-	-	-	-
	国債	3,518	3,482	36	724	715
	地方債	2,978	2,949	29	2,509	2,499
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	25,695	25,451	243	31,000	30,789
	外国証券	-	-	-	-	-
その他	674	634	39	1,403	1,178	
小計	32,874	32,524	350	35,637	35,182	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	41	45	△3	48	50
	債券	-	-	-	-	-
	国債	-	-	-	17,951	17,997
	地方債	4,477	4,500	△22	8,971	9,000
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	22,756	23,068	△311	23,336	23,503
	外国証券	18,832	19,025	△192	15,900	16,005
その他	1,829	2,033	△203	727	800	
小計	47,938	48,672	△734	66,935	67,357	
合計	80,812	81,196	△383	102,573	102,539	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
子会社・子法人等株式	22	22
関連法人等株式	-	-
非上場株式	6	6
合計	28	28

その他業務

≫ 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
満期保有目的の金銭の信託	500	-	200	-

(注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価としています(「金融商品会計に関する実務指針」第64項)。
2. 「運用目的の金銭の信託」及び「その他の金銭の信託」はありません。

≫ 金融先物取引等・先物外国為替取引等

金融先物取引・先物外国為替取引等はありません。

≫ デリバティブ取引情報

「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢等」について

●「デリバティブ取引」とは

「デリバティブ」(金融派生商品)取引とは、金利や為替・有価証券などの本来の金融商品から派生した取引で、金融機関や一般企業で広く利用されています。

●デリバティブ取引の目的

当金庫では、主に保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

●デリバティブ取引の取組みの情報

当金庫では、固定金利型住宅ローン等の低利な融資のご提供にあたって、将来の金利変動リスクを軽減するため、金利スワップ取引を実施しています。

●デリバティブ取引のリスク管理体制

当金庫では、「リスク管理方針」「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

●デリバティブ取引の時価等

デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されていない取引は下表の通りです。

1. 金利関連取引

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
金利関連取引	該当ありません。	該当ありません。

(注)日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、上記記載の対象から除いています。

2. 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当する取引の取扱いはありません。

●スワップ

あらかじめ定められた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合(金利スワップ)と異なる通貨の場合(通貨スワップ)があります。当金庫では、固定金利型住宅ローン等の取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるためにスワップを利用しています。

●オプション

あらかじめ定められた一定条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価(プレミアム)を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

●クレジット・デリバティブ

対象となる債券取引等の相手方の信用(倒産等による不履行=デフォルト)リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償する権利を売る「プロテクション売却」があります。

≫ 公共債窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2019年度	2020年度
国債	4,200,250	2,722,840

≫ 投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2019年度	2020年度
投資信託	2,079,337	1,731,510

≫ 内国為替取扱実績

(単位:件)

項目	区分	2019年度	2020年度
送金・振込	各地へ向けた分	812,820	789,458
	各地より受けた分	2,285,057	2,262,739
代金・取立	各地へ向けた分	19	16
	各地より受けた分	27	17
合計	各地へ向けた分	812,839	789,474
	各地より受けた分	2,285,084	2,262,756

出資金・常勤役員一人当たり一店舗当たり預金・貸出金

≫大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	(一社)北海道労働者福祉基金協会	189,915	5.82
2	生活協同組合コープさっぽろ	158,354	4.86
3	(公財)コープさっぽろ社会福祉基金	120,000	3.68
4	函館市役所職員労働組合	66,630	2.04
5	日本製鉄室蘭労働組合	57,006	1.75
6	全開発労働組合	50,496	1.55
7	北海道中央バス労働組合	49,534	1.52
8	自治労稚内市労働組合連合会	45,261	1.38
9	私鉄総連十勝バス支部	44,480	1.36
10	札幌市教職員組合	44,434	1.36

(2020年度末実績)

≫会員数内訳

(単位:会員、千円、%)

項目	2019年度末			2020年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	2,697	3,116,908	95.67	2,665	3,122,963	95.85
民間労働組合	1,536	1,412,125	43.34	1,514	1,416,294	43.47
民間以外の労働組合及び公務員団体	781	1,027,798	31.54	774	1,026,848	31.51
消費生活協同組合・同連合会	29	221,949	6.81	29	221,949	6.81
その他の団体	351	455,036	13.96	348	457,872	14.05
個人会員	6,494	140,942	4.32	6,219	134,905	4.14
その他	-	-	-	-	-	-
合計	9,191	3,257,850	100.00	8,884	3,257,868	100.00

≫出資配当等

(単位:千円、%)

項目	2019年度 (承認日2020年6月24日)	2020年度 (承認日2021年6月22日)
出資配当	130,162	130,201
(配当率)	(年4%の割合)	(年4%の割合)
利用配当	-	-
配当負担率	6.00	6.36

(注) 配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

≫常勤役員一人当たり及び一店舗当たり預金・貸出金平均残高

項目	2019年度	2020年度
常勤役員数(人)	759	750
一人当たり預金額(百万円)	1,330	1,398
一人当たり貸出金額(百万円)	958	1,002
営業店舗数(店)	37	37
一店舗当たり預金額(百万円)	27,287	28,354
一店舗当たり貸出金額(百万円)	19,672	20,324

(注) 1. 役員数は期中平均人員を使用しています。
2. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

連結情報

≫金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成(2021年3月末現在)

事業系統図



北海道労働金ビジネスサービス(株)

当金庫で使用する各種帳表等の作成管理事務を受託する目的で、1983年9月に営業を開始し、2020年度の年間売上高は、1億94百万円となりました。

≫金庫の子会社等に関する事項

名 称	北海道労働金ビジネスサービス(株)
主たる営業所又は事務所の所在地	札幌市中央区北4条東2丁目7番6号
資本金又は出資金	10百万円
事業の内容	店舗賃貸管理業務・不動産担保評価業務 他
設立年月日	1983年9月28日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の-の子会社等以外の子会社等が保有する当該-の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	- %

≫金庫及びその子会社等の事業の概況

純資産

当金庫と北海道労働金ビジネスサービス(株)を連結した結果、利益剰余金は480億11百万円となりました。また、出資金は、当金庫の上記連結対象子会社等への出資に連結に伴う調整・消去を加えた結果、32億57百万円となりました。その結果、純資産は526億4百万円となりました。

預 金

2020年度は、上記連結子会社等からの預金に連結に伴う調整・消去を加えた結果、譲渡性を含む期末残高は1兆544億円となりました。

貸出金

2020年度は、上記連結対象子会社等への貸出金に連結に伴う調整・消去を加えた結果、期末残高は7,596億円となりました。

損 益

2020年度の経常収益は141億85百万円、経常費用は123億70百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は12億11百万円となりました。

≫金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	15,075	14,677	14,686	14,428	14,185
経常利益	2,124	1,916	1,646	1,780	1,815
親会社株主に帰属する当期純利益	1,498	1,067	1,027	1,465	1,211
純資産額	48,370	49,384	50,481	51,215	52,604
総資産額	1,016,143	1,039,668	1,057,846	1,080,829	1,130,765
連結自己資本比率	9.58	9.30	8.94	8.78	8.79

(注)1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 連結自己資本比率は、金融庁・厚生労働省告示に定められた算式に基づいて算出したものです。
55ページの「主要な事業の状況を示す指標」の(注)2をご参照ください。

財務データ

連結情報

▶▶ 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2019年度末	2020年度末	科目	2019年度末	2020年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	232,971	251,258	預金積金	987,396	1,034,689
コールローン及び買入手形	—	—	譲渡性預金	18,362	19,794
買現先勘定	—	—	借入金	17,503	17,476
債券貸借取引支払保証金	—	—	コールマネー及び売渡手形	—	—
買入金銭債権	56	—	売現先勘定	—	—
金銭の信託	500	200	債券貸借取引受入担保金	—	—
商品有価証券	—	—	コマーシャル・ペーパー	—	—
有価証券	85,308	102,997	外国為替	—	—
貸出金	743,669	759,648	その他負債	2,728	2,499
外国為替	—	—	代理業務勘定	—	—
その他資産	9,431	8,200	賞与引当金	285	288
有形固定資産	7,674	7,438	役員賞与引当金	—	—
建物	2,314	2,136	退職給付に係る負債	2,582	2,682
土地	4,848	4,818	役員退職慰労引当金	84	72
リース資産	—	—	睡眠預金払戻損失引当金	120	122
建設仮勘定	—	0	債務保証損失引当金	—	—
その他の有形固定資産	512	482	特別法上の引当金	—	—
無形固定資産	119	87	繰延税金負債	—	—
ソフトウェア	119	87	再評価に係る繰延税金負債	520	511
のれん	—	—	債務保証	29	23
リース資産	—	—	負債の部合計	1,029,613	1,078,160
その他の無形固定資産	0	0	(純資産の部)		
退職給付に係る資産	79	48	出資金	3,257	3,257
繰延税金資産	1,119	1,010	優先出資申込証拠金	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	資本剰余金	—	—
債務保証見返	29	23	利益剰余金	46,907	48,011
貸倒引当金	△130	△148	処分未済持分(△)	—	—
			自己優先出資(△)	—	—
			自己優先出資申込証拠金	—	—
			会員勘定合計	50,165	51,269
			その他有価証券評価差額金	△277	23
			繰延ヘッジ損益	△23	△16
			土地再評価差額金	1,351	1,328
			為替換算調整勘定	—	—
			評価・換算差額等合計	1,050	1,335
			新株予約権	—	—
			非支配株主持分	—	—
			純資産の部合計	51,215	52,604
資産の部合計	1,080,829	1,130,765	負債及び純資産の部合計	1,080,829	1,130,765

注記は63ページをご覧ください。

▶▶ 連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
経常収益	14,428	14,185
資金運用収益	12,938	12,849
貸出金利息	11,322	11,313
預け金利息	834	745
コールローン利息及び買入手形利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	383	410
その他の受入利息	398	379
役員取引等収益	806	726
その他業務収益	573	571
その他経常収益	109	38
貸倒引当金戻入益	20	—
償却債権取立益	—	—
その他の経常収益	88	38
経常費用	12,647	12,370
資金調達費用	430	360
預金利息	420	349
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	3	3
借入金利息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	6	7
役員取引等費用	2,683	2,708
その他業務費用	67	93
経費	9,455	9,147
その他経常費用	10	60
貸倒引当金繰入額	—	17
その他の経常費用	10	43
経常利益	1,780	1,815
特別利益	203	49
固定資産処分益	0	35
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	202	14
特別損失	35	72
固定資産処分損	6	10
減損損失	29	62
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益	1,948	1,791
法人税、住民税及び事業税	388	598
法人税等調整額	94	△17
法人税等合計	482	580
当期純利益	1,465	1,211
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,465	1,211

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 371円93銭

以上

▶▶ 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	45,571	46,907
利益剰余金増加高	1,465	1,234
親会社株主に帰属する当期純利益	1,465	1,211
土地再評価差額金取崩額	—	23
利益剰余金減少高	130	130
配当金	130	130
利益剰余金期末残高	46,907	48,011

2020年度連結貸借対照表(62ページ)の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式の評価は、移動平均法による原価法、その他有価証券の評価については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価については移動平均法による原価法により行っており、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
なお、売買目的有価証券は保有していません。
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
4. テリティブ取引の評価基準及び評価方法
テリティブ取引の評価は、時価法により行っています。
5. 有形固定資産の減価償却の方法
当金庫の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。また、主な耐用年数は次の通りです。
建物 8年~50年
その他 4年~25年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しています。
6. 資産除去債務の計上基準
当金庫は、一部の営業用店舗等に関して不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しています。この様な有形固定資産の除去に際する契約並びに法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。
資産除去債務の見積りもりにあたり、使用見込期間は実態の有形固定資産の法定耐用年数、割引率については資産除去の実施が予想される年限に対応する見積時点の税引前リスク・フリーレートを採用しています。
なお、個々の除去費用が少額な場合などにおいては、当金庫の規定に基づき金額の重要性を勘案し資産除去債務の会計処理の対象外としています。
当会計年度における資産除去債務の残高の推移は以下の通りです。
期首残高 151,015千円
有形固定資産の取得に伴う増加額 -
時の経過による調整額 2,198
資産除去債務の履行による減少額 14,630
当会計年度末残高 138,584
7. 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。
なお、連結される子会社及び子法人等においては、外貨建資産・負債は該当ありません。
9. 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しています。
なお、連結される子会社及び子法人等においては、貸倒引当金を計上していません。
10. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
11. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。また、「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、労働金庫施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に過去勤務費用及び未認識数理計算上の最の未処理額を加減した額と年金試算額の差額を計上しています。
なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次の通りです。
(1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2) 数理計算上の差異

- 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により投分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理
なお、当金庫では、パートナー職員への退職慰労金、シニア嘱託職員への退職功労金の支払いに備えるため、パートナー職員はパートナー職員退職慰労金制度規程に基づき、シニア嘱託職員はシニア嘱託職員給与規程に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
12. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。
14. ヘッジ会計の方法
当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによって行っています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理
当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっています。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 6,758,703千円
17. リース取引
業務用車輛等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金額の重要性が乏しいと認められるため、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。
18. 破綻先債権額及び延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は297,161千円、延滞債権額は3,824,064千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
19. 3か月以上延滞債権額
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は51,791千円です。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
20. 貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,173,017千円です。
なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
22. 担保に供している資産
担保に供している資産はありません。
なお、当座借越の担保及び内国為替決済保証金の担保として、定期預け金52,525,600千円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金284,239千円が含まれています。
23. 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △228,149千円
24. 出資1口当たりの純資産額 16,147円2銭
25. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 89,717千円
26. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

連結情報

金銭債務総額 一千万円
 27. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社の株式(又は出資金)を除く) 一千万円

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループでは、当金庫のみが貸出及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案しながら、預金積金及び譲渡性預金により資金調達を行っています。

このように、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、当金庫において資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環としてデリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループは、事業地区内の個人を中心とした取引先に対する貸出金、及び金融機関への預け金の他、債券、投資信託及び株式などの有価証券を主たる金融資産として保有しており、これらはそれぞれ市場リスク、信用リスクに晒されています。

また、当金庫が事業地区内の個人を中心とした取引先から受け入れている、預金積金及び譲渡性預金が主たる金融負債であり、これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫グループでは、これを貸出金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ手段として用いており、ヘッジ会計を適用しています。

このヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、当金庫がヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループでは、貸出事業を行う当金庫において与信信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、「融資事務取扱要領」を制定するとともに、階層別の業務研修を行っており、さらには牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件審査を行う体制としています。さらには、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、「資産査定規程」に基づき定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、リスク管理部門と審査及び与信管理部門が貸出金等の全ての資産に対する査定を実施し、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門が定期的に格付や時価を把握することで管理しています。

信用リスクの管理状況については、当金庫の常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、当金庫の常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、当金庫の常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

② 市場リスクの管理

イ. 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当金庫グループは、当金庫の「リスク管理方針」「リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等を規定しており、統計的手法であるバリュエーション・アット・リスク(VaR)を用いて金利リスク及び価格変動リスクを計測し、当金庫の理事会で決定したリスク限度額の範囲内となるよう管理を行うとともに、バック・テストを定例実施し、計測手法の有効性を検証しています。

月次で実施している計測の結果については、当金庫の常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、当金庫の常務会及び理事会において協議・決定することとしており、金利リスク管理及び価格変動リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っています。

ロ. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、当金庫の「リスク管理方針」「リスク管理規程」「ヘッジ取引要領」に基づき実施しています。

デリバティブの取引状況については、定期的に当金庫の経営管理委員会へ報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、デリバティブ取引に関するリスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

ハ. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫の連結子会社の市場リスク量は僅少であるため、連結での市場リスク量の算出は行っていません。

当金庫単体では、金融資産及び金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間:「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20

日、信頼区間:99% (価格リスクは信頼区間99.9%)、観測期間:金利リスクは5年間、価格リスクは3年間)により算出しており、令和3年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で5,999,892千円です。流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。定期性預金・住宅ローンのVaRについては、過去の実績に基づくプリペイメント(期限前返済)モデルを用いて算出しています。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、当金庫のALMを通して適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に当金庫の経営管理委員会へ報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、流動性リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません(注2)参照。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預け金	251,258,547	252,650,782	1,392,234
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	418,220	434,112	15,892
その他有価証券	102,573,020	102,573,020	-
(3)貸出金	759,648,742		
貸倒引当金(*1)	△139,795		
	759,508,947	767,078,535	7,569,588
金融資産計	1,113,758,735	1,122,736,451	8,977,715
(1)預金積金	1,034,689,587	1,034,855,532	165,944
(2)譲渡性預金	19,794,876	19,801,239	6,362
(3)借入金	17,476,133	17,461,762	△14,370
金融負債計	1,071,960,597	1,072,118,534	157,936
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(23,347)	(23,347)	-
デリバティブ取引計	(23,347)	(23,347)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) その他資産、その他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

(*3) ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 令和2年9月29日)を適用しています。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)現金及び預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。また、満期がある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しています。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、投資信託は公表されている基準価額又は取引先金融機関から提示された価格によっています。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出実行後において貸出先の信用状態に大きな変動がない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期(1年以内)のもの、及び貸出を担保資産の範囲内に限るなど、その特性から返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等より時価が帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等について

は、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づき個別に貸倒引当金を見積もっているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金計上額を控除した額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としています。

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分した上で、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3) 借入金

借入金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	6,100
労働金庫連合会出資金(*2)	6,300,000
合計	6,306,100

(*1) 非上場株式については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

(*2) 労働金庫連合会出資金については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	117,865,053	114,090,100	13,800,000	-
有価証券				
満期保有目的の債券	-	418,220	-	-
その他の有価証券のうち満期があるもの	3,565,000	23,132,533	72,030,792	2,393,040
貸出金(*1)	60,934,729	167,033,522	159,545,115	372,135,375
合計	182,364,783	304,674,375	245,375,907	374,528,416

(*1) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでいます。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の償還予定額
(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	640,142,385	392,310,621	2,236,580	-
譲渡性預金	17,391,876	1,403,000	1,000,000	-
借入金	600	17,407,533	30,000	38,000
合計	657,534,862	411,121,155	3,266,580	38,000

(*1) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めています。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項
有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません(29.(注2)参照)。

(1) 売買目的有価証券

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 -千円

(2) 満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	418,220	434,112	15,892
	外国証券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	418,220	434,112	15,892
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		418,220	434,112	15,892

(3) その他有価証券

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	34,234,350	34,003,859	230,491
	債券	-	-	-
	国債	724,169	715,169	8,999
	地方債	2,509,250	2,499,371	9,878
	短期社債	-	-	-
	社債	31,000,931	30,789,318	211,612
連結貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	-	-	-
	投資信託	1,403,093	1,178,919	224,173
	その他	-	-	-
	小計	35,637,443	35,182,779	454,664
	株式	48,560	50,460	△1,899
	債券	66,159,956	66,506,721	△346,765
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	17,951,580	17,997,423	△45,843
	地方債	8,971,450	9,000,000	△28,550
	短期社債	-	-	-
	社債	23,336,914	23,503,934	△167,020
	外国証券	15,900,011	16,005,363	△105,351
	投資信託	727,060	800,000	△72,940
その他	-	-	-	
	小計	66,935,576	67,357,181	△421,605
合計		102,573,020	102,539,960	33,059

31. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当はありません。

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-
債券	9,317,178	66,548	26,429
国債	2,001,010	6,110	11,290
地方債	1,812,084	17,084	-
短期社債	-	-	-
社債	5,504,083	43,353	15,139
外国証券	-	-	-
投資信託	427,922	31,497	19,957
その他	-	-	-
合計	9,745,101	98,045	46,386

33. 保有目的を変更した有価証券

該当はありません。

34. 減損処理を行った有価証券

該当はありません。

35. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

該当はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	200,000	200,000	-	-	-

(3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当はありません。

36. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は123,843,904千円です。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものは31,267,175千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、予め定めている庫内手続きに基づき、契約後も必要に応じて契約の見直しをするなど、債権保全上の措置等を講じています。
なお、総合口座は定期預金を担保として債権保全上の措置を行う契約であり、未実行残高は上記の金額のうち90,800,848千円です。

37. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は次の通りです。

退職給付債務	△6,950,509千円
年金資産(時価)	4,203,599
未積立退職給付債務	△2,746,910
未認識数理計算上の差異	67,373
未認識過去勤務費用(債務の減額)	△51,774
連結貸借対照表計上額の純額	△2,731,311
退職給付に係る資産	48,731
退職給付に係る負債	△2,682,580

38. 重要な会計上の見積り

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
有形固定資産 7,438,241千円

連結情報

- ② 翌年度の財務諸表に与える影響
有形固定資産については、営業店単位でグルーピングを行い、資産グループ毎に将来収支を見積もって減損の要否を判定しています。

また、グルーピングされた資産グループのうち減損の兆候があると判定したのものについては、資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、前者が後者を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しています。将来キャッシュ・フローは収支シミュレーションに基づいて算出しています。

将来の経済情勢や収支環境等の変化により、資産グループの将来収支が見積りよりも下方修正された場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産

- ① 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

繰延税金資産 1,010,458 千円

繰延税金資産の認識は、収支シミュレーションに基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

39. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度から適用し、重要な会計上の見積りの注記を記載しています。

以 上

≫ リスク管理債権の状況

破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額およびこれらに対する保全状況(連結)

連結対象子会社となる北海道労金ビジネスサービス(株)は、貸出業務を行っていませんので、連結の場合においても、破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権の金額は金庫単体で算出したものと同一になっています。

金額、用語とも単体のもの(54ページ)をご覧ください。

以 上

≫ 連結セグメント情報

連結の対象となる北海道労金ビジネスサービス(株)は、店舗賃貸管理業務・不動産担保評価業務等を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益又は経常損失の額及び資産の額(以下「経常収益等」といいます。)の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

自己資本の充実の状況

《定性的な開示事項》

1. 連結の範囲に関する事項

連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)(以下、自己資本比率告示といいます。第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(連結グループ)に属する会社」と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。

当金庫の連結子会社(連結自己資本比率を算出する対象となる子会社)は1社であり、連結子会社の名称および主要な業務の内容は以下のとおりです。

連結子会社の名称	業務の内容
北海道労金ビジネスサービス(株)	店舗貸付管理業務 当金庫の債権担保の目的となる 不動産評価業務 他

(注)1. 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものではありません。
2. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものではありません。
3. 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等は設けていません。

2. 自己資本調達手段の概要

2020年度末の自己資本は出資金および利益剰余金により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体:北海道労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:3,257百万円
普通株式	①発行主体:北海道労金ビジネスサービス(株)
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:-百万円

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、自己資本の充実を図るため、自己資本比率の目標設定と管理、および当金庫が業務を行う上で被る可能性がある各種のリスクを把握・管理することで、自己資本充実度の評価を行っています。

自己資本充実度を評価する方法としては、自己資本比率の当金庫としての目標水準および年度計画に対する達成状況、ならびに前年対比での改善状況、自己資本額の前年対比増減および「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」などの管理対象リスクに対し、自己資本を配賦することにより設定したリスク限度額に、それらのリスク量が収まっていることなどを定期的にモニタリングすることにより、自己資本の質と量の両面からその十分性について検討を行っています。

この他、有価証券に関し一定の金利ショックや株価指数の変動が起った場合の影響額を試算するストレス・テスト等も実施しています。

連結グループとしての自己資本の充実度の評価は、連結自己資本比率の管理をすることで行っていきます。なお、当金庫子会社の業務運営は当金庫の管理下にあり、また連結グループの総資産に占める子会社の資産規模はごく僅かであることから、子会社固有のリスクが連結グループに及ぼす影響は軽微なものであると判断しています。

4. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、貸出業務に係る内部規程を制定するとともに、階層別の業務研修や営業店巡回指導を行うとともに、牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件の審査を行う体制としています。

また、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、内部規程を制定して定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、リスク管理部門と審査および管理部門が、貸出金等の全ての資産について査定を実施した上で、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施することとしています。

信用リスクの管理状況については、常勤役員を中心として構成される、経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会および理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会および理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する管理態勢としています。

なお、連結グループにおいては、当金庫本体のみが与信業務を行っています。子会社の取引先は当金庫を主としているため、子会社の売掛金、未収金などに潜在する信用リスクは管理対象としていません。

貸倒引当金の計上は、「資産査定規程」に基づき以下のとおりとしています。

- ・正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績を勘案した予想損失率を基に算出した予想損失額を引当てています。
- ・破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。
- ・破綻先債権および実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- ・フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、当金庫のクレジット・ポリシーにおいて定義する「安全性の原則」に基づき、貸出取引をするにあたっては、回収の確実性を確保するため、担保や保証などの保全措置を講ずることを必須としています。但し、担保・保証はあくまで安全性の補完措置であると位置付け、担保・保証に依拠しない貸出判断および手続きを行うことを規定しています。

当金庫が扱う担保は、自金庫預金、不動産等、保証は機関保証を原則とした上で、国および地方公共団体保証、労働組合などの団体保証、人的保証などがありますが、当金庫の内部規程により適切な担保取得、付保手続と顧客への説明、評価および管理を行っています。なお、与信取引先に期限の利益喪失事由が発生した場合には、当該与信取引の範囲内において、当金庫の内部規程に基づく手続により、当金庫との債権と債務の相殺を行なう場合があります。また、クレジット・デリバティブにより信用リスクを削減する取引はありません。

自己資本比率の算定に当たっては、自己資本比率告示で定める簡便手法により、「適格金融資産担保」と「保証」を信用リスク削減手法として用いています。「適格金融資産担保」については、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金、「保証」については、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている国または地方公共団体による保証について信用リスク削減効果を勘案しています。なお、信用リスク削減手法の適用対象を限定していることから、これによる集中リスクの発生を認識していません。

6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫連結グループにおいては、当金庫のみが派生商品取引を利用しています。

・金利スワップ取引:固定金利型住宅ローン等の取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるために利用しています。

派生商品取引の与信先の信用リスクについては「リスク管理規程」に基づき、月次で適格格付機関の格付等を点検しています。エクスポージャーが過大とならないよう与信先の分散に努めています。

引当金の算定については、「資産査定規程」等に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫連結グループにおいては、当金庫本体のみが投資家として証券化エクスポージャーを取得しています。

当金庫は経営体力との対比で過大なリスクテイクを行わないことを目的に、「資金運用方針」においてリスクの所在が明らかでないものについては運用の対象としていません。

投資家として証券化エクスポージャーを取得する場合には、スキームの特性や償還見通しを個別に検討・評価し、取得後においては月次または必要に応じ随時時価の把握と適格格付機関の格付を確認するとともに、半期毎の資産査定、さらにはストレステストを実施し、リスクの把握を行っています。

また、これらの運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告および協議の上、常務会および理事会に報告することとしています。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により信用リスク・アセットの額を算出しています。

自己資本の充実の状況

(3) 証券化取引に関する会計方針

当金庫の「決算経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切な会計処理を行うこととしています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)
- ・フィッチ・レーティングス・リミテッド (Fitch)

8. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等エクスポージャーは、上場株式、非上場株式、子会社株式、労働金庫連合会への出資金が該当し、当金庫グループでは当金庫本体のみが保有しています。

当金庫は経営体力との対比で過大なリスクテイクを行わないことを目的に、「資金運用方針」において運用スタンスを定め、保有する個別銘柄については、月次または必要に応じ随時時価の把握と適格格付機関の格付を確認するとともに、半期毎の資産査定、さらにストレステストを実施し、リスクの把握を行っています。なお、子会社株式のエクスポージャー額は少額であり、リスクが限定されています。

これら運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告および協議の上、常務会および理事会に報告しており、また、会計処理については、当金庫の「決算経理規程」「決算経理細則」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員および間接構成員向け貸出、債券を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営管理委員会および常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRB)について経済的価値の変動額である Δ EVEおよび金利収益の変動額である Δ NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用しており、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBは Δ EVEを月次ベース・ Δ NIIを四半期で計測しています。

なお、当金庫グループにおける金利リスクについては、当金庫(単体)が大部分を占めることから、連結ベースと単体ベースの金利リスク量は等しいとみなしています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- a. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2021年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.02年です。
- b. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としています。
- c. 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提
流動性預金への満期の割り当て方法はコア預金モデルを使って計測しています。
※コア預金とは、流動性預金残高のうち、将来的にも安定的と考えられる残高のことです。当金庫では、過去10年間の残高推移から、内部モデルによる統計手法によって推計される残高をコア預金と定義しています。
- d. 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は、実績データから計算される値を採用しています。
- e. 複数通貨の集計方法およびその前提
IRRBについては保守的に通貨毎に算出した Δ EVEおよび Δ NIIが正となる通貨のみを対象としています。
- f. スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
- g. 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前償還、定期預金の期限前解約については、過去データ等を用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合に Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

h. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の Δ EVEは、保有する有価証券の長期化等を要因として、前期末比3,781百万円増加し、14,846百万円となりました。また、当期末の Δ NIIは、下方パラレルシフト時における貸出金利回り低下幅の減少等を要因として、前期末比94百万円減少し、231百万円となりました。

i. 計測値の解釈や重要性に関する説明

Δ EVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のないものと判断しています。

②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

a. 金利ショックに関する説明

当金庫ではVaR (バリュー・アット・リスク)をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

b. 金利リスク計測の前提及びその意味

VaRは、預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引は保有期間120日、有価証券の保有期間は20日、信賴水準99%、観測期間5年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク等をオペレーショナル・リスクの管理対象としています。

オペレーショナル・リスクの管理状況および今後の対応については、「リスク管理方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」に基づき、定期的にオペレーショナルリスク管理委員会、コンプライアンス委員会と報告および協議し、常務会および理事会に報告しています。

(事務リスク)

事務手続規程およびマニュアル等を整備し、手続を遵守した事務処理の励行と人材の育成を通じてリスクの極小化を図っています。また、内部監査、本店検査および営業店業務指導の実施により、事務処理状況のチェックと指導を行うことで、事故防止を図っています。また、お客様から寄せられた苦情・トラブル、発生した事故等について各店舗からの報告体制を整え、オペレーショナルリスク管理委員会において発生原因の分析と対応策の協議を行い、理事会・監事会に対する報告事項を定め、定期的に、定期的または随時報告を行っています。

(システムリスク)

災害およびシステム障害等に対して十分な予防措置を講じるとともに、発生に備えてコンティンジェンシープランを策定するなど、業務への影響の極小化と発生した際の早期復旧態勢を構築しています。また、設計・開発・運用に関する規程を整備し、これを遵守することによりシステムの安全性を確保しています。情報資産の管理については、セキュリティポリシーおよび関連規程を整備しこれを遵守することと合わせて、情報漏洩防止の観点から、システムによるセキュリティ対策を講じるなどして情報資産の適切な管理と保護を行っています。なお、定期的にシステムリスクの発生状況をオペレーショナルリスク管理委員会に報告し対応策を協議していますが、お客様との取引および業務遂行に重大な影響がある事案については理事会に報告しています。

(法務リスク)

法務リスクに係る規程の整備と合わせて、文書指示や研修等の実施による役職員への徹底と業務における実践・検証を通じて適正なリスク管理を行っています。また、当金庫の業務と運営に係る事項の検証基準を定め、法令等への抵触、コンプライアンス違反等がないかのチェックを行っています。コンプライアンス委員会では、適宜検証結果の評価を行ったうえで、必要に応じ検証項目を見直すなどの対応をするともに、理事会において審議を行っています。

(風評リスク)

当金庫では、役職員が風評情報を把握した場合の報告体制を整備しています。また、万一発生した場合は、風評被害の縮減に向けて役職員が適切な対応を取れるよう、風評リスク対応マニュアルを定めています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫単体および連結グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

《定量的な開示事項》

I. 単体情報

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2019年度末	2020年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	49,450	50,538
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,257	3,257
うち、利益剰余金の額	46,323	47,410
うち、外部流出予定額(△)	130	130
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	336	248
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	49,787	50,786
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	86	63
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	86	63
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	57	35
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	143	98
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	49,643	50,688
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	549,074	560,537
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,871	1,839
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,871	1,839
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	22,689	22,343
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	571,763	582,880
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.68	8.69

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。

また、当金庫は国内基準を採用しています。

財務データ

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項
信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	549,074	21,962	560,537	22,421
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	543,639	21,745	555,523	22,220
ソブリン向け	1,714	68	2,014	80
金融機関向け	45,999	1,839	49,455	1,978
事業法人等向け	22,320	892	21,112	844
中小企業等・個人向け	358,825	14,353	369,654	14,786
抵当権付住宅ローン	88,513	3,540	89,645	3,585
不動産取得等事業向け	500	20	500	20
延滞債権	559	22	396	15
その他	25,204	1,008	22,742	909
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	1,248 (-)	49 (-)	1,451 (-)	58 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,282	91	1,698	67
ルック・スルー方式	2,282	91	1,698	67
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,871	74	1,839	73
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットに算入されなかったものの額	-	-	-	-
CVAリスク相当額を(8%)で除して得た額	32	1	25	1
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク (B)	22,689	907	22,343	893
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B)	571,763	22,870	582,880	23,315

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、および債務保証見返等のオフバランス取引等です。

7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8. ~11. の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マンデート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンデート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンデート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。

この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。

13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関関連(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

14. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生するリスクのことです。当金庫では、基礎的手法によりリスク量を算定しています。

(基礎的手法算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳 (単位:百万円)

	合計		貸出金等取引		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等		延滞エクスポージャー	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
地域別														
国内	1,114,264	1,164,660	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,487	266,026	422	290
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,114,264	1,164,660	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,487	266,026	422	290
業種別														
製造業	19,388	19,566	—	—	19,388	19,566	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,900	1,100	—	—	1,900	1,100	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	7,000	5,400	—	—	7,000	5,400	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,800	1,700	—	—	1,800	1,700	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4,283	4,783	—	—	4,283	4,783	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	4,100	3,950	40	—	4,060	3,950	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	232,783	249,932	—	—	4,800	4,100	91	77	—	—	227,892	245,755	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,500	1,400	0	—	1,500	1,400	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	453	445	453	445	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	242	186	242	186	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	23,261	38,584	9,629	8,372	13,632	30,211	—	—	—	—	—	—	—	—
政府関係機関	17,107	20,139	—	—	17,107	20,139	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	778,211	796,592	778,211	796,592	—	—	—	—	—	—	—	—	422	290
その他	22,231	20,879	101	73	—	—	—	—	534	534	21,595	20,271	—	—
合計	1,114,264	1,164,660	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,487	266,026	422	290
残存期間別														
期間の定めのないもの	81,236	80,586	47,203	47,868	—	—	—	—	534	534	33,499	32,184	—	—
1年以下	160,276	168,674	60,140	59,367	9,719	3,355	—	—	—	—	90,415	105,952	—	—
1年超3年以下	156,405	156,193	87,598	85,408	9,938	10,408	43	49	—	—	58,824	60,327	—	—
3年超5年以下	128,942	143,266	78,074	81,610	10,381	7,865	38	27	—	—	40,448	53,763	—	—
5年超7年以下	92,906	91,297	68,105	68,908	5,392	8,589	8	—	—	—	19,400	13,800	—	—
7年超10年以下	132,772	150,370	87,789	90,612	38,083	59,758	—	—	—	—	6,900	—	—	—
10年超	361,723	374,271	359,766	371,895	1,956	2,375	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,114,264	1,164,660	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,487	266,026	422	290

- (注) 1. 期末残高は、個別貸倒引当金控除前のエクスポージャーの額を表示しています。
 2. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 3. エクスポージャー区分の「その他の資産等」の主なもの、労働金庫連合会等への金融機関預け金、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産等です。
 4. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 5. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 6. 「地域別」において、「ファンド」については個々の資産を地域区別に管理していないことから、全て国内に集約して記載しています。
 7. 「業種別」において、「ファンド」および金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「その他」に集約して記載しています。
 8. 「残存期間別」において、金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「期間の定めのないもの」に集約して記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (単位:百万円)

	2019年度	2020年度	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	目的使用	その他			
一般貸倒引当金	2	0	—	—	—	—	—	—	2
個別貸倒引当金	148	130	148	130	—	—	—	—	148
合計	151	130	151	130	—	—	—	—	151

(3) 個別貸倒引当金および貸出金償却の業種別残高等 (単位:百万円)

業種区分	2019年度	2020年度	個別貸倒引当金		期末残高	貸出金償却
			期首残高	当期増加額		
製造業	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	137	120	—	—	137	120
サービス業	7	7	—	—	7	7
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
政府関係機関	—	—	—	—	—	—
個人	3	2	—	—	3	2
その他	2	2	—	—	2	2
合計	148	130	148	130	148	130

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	2019年度末		2020年度末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	30,465	—	45,944
10%	—	17,146	—	20,146
20%	—	237,694	—	254,063
35%	—	252,896	—	256,130
50%	—	27,959	—	26,051
75%	—	523,835	—	539,161
100%	—	18,694	—	18,447
150%	—	287	—	220
200%	—	—	—	—
250%	—	5,575	—	4,636
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	1,114,555	—	1,164,802

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付したものを使用しています。
 2. リスク・ウェイト区分は、信用リスク削減手法適用を勘案した区分としています。また、個別貸倒引当金が設定されているエクスポージャーについては、個別貸倒引当金相当額を当該エクスポージャーより控除した額で記載しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(注) 個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内エクスポージャーに対するものです。

自己資本の充実の状況

4. 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
	ポートフォリオ					
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,106	1,849	-	-	-	-
ソブリン向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
金融機関向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
法人等向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
中小企業等・個人向けエクスポージャー	2,101	1,846	-	-	-	-
延滞エクスポージャー	4	2	-	-	-	-

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 与信相当額等

(単位:百万円)

	派生商品取引	
	2019年度末	2020年度末
グロス再構築コストの額 (A)	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	91	77
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	91	77
ネットイングによる与信相当額の削減額 (D)	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E)	91	77
外国為替関連取引	-	-
金利関連取引	91	77
金関連取引	-	-
株式関連取引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	-
その他コモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ取引	-	-
担保の額 (F)	-	-
現金・自金庫預金	-	-
国債・地方債等	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E) - (F)	91	77

(注)1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. 長期決済期間取引の取扱いはありません。
3. クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合 該当はありません。

(2) 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	7,054	-	8,078	-
カードローン	356	-	517	-
住宅ローン	4,661	-	4,656	-
自動車ローン	590	-	1,453	-
その他	1,445	-	1,451	-

(注)再証券化エクスポージャーは保有していません。

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスクウェイト区分	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	1,000	908	4	3
15%~50%未満	6,054	7,170	45	54
50%~100%未満	-	-	-	-
100%~250%未満	-	-	-	-
250%~400%未満	-	-	-	-
400%~1250%未満	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-
住宅ローン	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-

(注)1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスクウェイト × 4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	47	47	48	48
非上場株式等	28	-	28	-
その他	6,834	-	6,834	-
合計	6,911	47	6,911	48

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 非上場株式等には、子会社等株式を計上しています。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、投資信託の資産に含まれる出資等エクスポージャーについて、当金庫の保有割合で算定した額を計上しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
売却益	-	5
売却損	-	19
償却	-	-

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度末	2020年度末
評価損益	△2	△1

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

計算方式	2019年度末	2020年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,616	1,942
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク量

(単位:百万円)

経済価値の増減額	2019年度末	2020年度末
金利リスク量計	4,725	5,666

計測条件

- 金利ショック:VaR (分散共分散法)
- 信頼区間:片側99%
- 保有期間:預金・貸付金・預け金・デリバティブ取引120日、有価証券20日
- 観測期間:5年

(2) IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番	IRRBB1:金利リスク	イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE		△NII		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
		1	上方パラレルシフト	14,846	11,065	43	0		
2	下方パラレルシフト	0	0	231	325				
3	スティープ化	11,918	8,905						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	14,846	11,065	231	325				
		ホ		ヘ					
8	自己資本の額	50,688		49,644					

(注)1. 「△EVE」とは金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の増減額として計測されるものです。
2. 「△NII」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。

《定量的な開示事項》

I. 連結情報

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2019年度末	2020年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	50,035	51,139
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,257	3,257
うち、利益剰余金の額	46,907	48,011
うち、外部流出予定額(△)	130	130
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	336	248
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	9	6
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	50,381	51,394
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	86	63
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	86	63
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	57	35
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	143	98
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	50,237	51,296
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	549,442	560,806
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,871	1,839
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	1,871	1,839
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	22,665	22,317
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	572,107	583,124
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.78	8.79

(注)1. 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、連結自己資本比率を算定しています。

また、当金庫は国内基準を採用しています。

2. 連結子会社の資本調達は株式の発行により行っていますが、出資者が当金庫のみのため、本表においては連結調整により消去されています。

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項
信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	549,442	21,977	560,806	22,432
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	544,007	21,760	555,792	22,231
ソブリン向け	1,714	68	2,014	80
金融機関向け	45,999	1,839	49,455	1,978
事業法人等向け	22,321	892	21,112	844
中小企業等・個人向け	358,825	14,353	369,654	14,786
抵当権付住宅ローン	88,513	3,540	89,645	3,585
不動産取得等事業向け	500	20	500	20
延滞債権	559	22	396	15
その他	25,571	1,022	23,011	920
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	1,248 (-)	49 (-)	1,451 (-)	58 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,282	91	1,698	67
ルック・スルー方式	2,282	91	1,698	67
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,871	74	1,839	73
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットに算入されなかったものの額	-	-	-	-
CVAリスク相当額を(8%)で除して得た額	32	1	25	1
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク (B)	22,665	906	22,317	892
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B)	572,107	22,884	583,124	23,324

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、および債務保証見返等のオフバランス取引等です。

7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8. ~11. の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マンデート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンデート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンデート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。

この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。

13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関関連(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

14. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生するリスクのことです。当金庫では、基礎的手法によりリスク量を算定しています。

(基礎的手法算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳 (単位:百万円)

地域別		合計		貸出金等取引		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等		延滞エクスポージャー	
		2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
		国内	1,114,632	1,165,021	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,856	266,387	422
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	1,114,632	1,165,021	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,856	266,387	422	290	
業種別	製造業	19,388	19,566	—	—	19,388	19,566	—	—	—	—	—	—	—	—
	農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	1,900	1,100	—	—	1,900	1,100	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	7,000	5,400	—	—	7,000	5,400	—	—	—	—	—	—	—	—
	情報通信業	1,800	1,700	—	—	1,800	1,700	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸業、郵便業	4,283	4,783	—	—	4,283	4,783	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	4,100	3,950	40	—	4,060	3,950	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融業、保険業	232,783	249,932	—	—	4,800	4,100	91	77	—	—	227,892	245,755	—	—
	不動産業、物品賃貸業	1,500	1,400	0	—	1,500	1,400	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療、福祉	453	445	453	445	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	242	186	242	186	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国・地方公共団体	23,261	38,584	9,629	8,372	13,632	30,211	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府関係機関	17,107	20,139	—	—	17,107	20,139	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	778,211	796,592	778,211	796,592	—	—	—	—	—	—	—	—	422	290
	その他	22,599	21,239	101	73	—	—	—	—	534	534	21,964	20,631	—	—
	合計	1,114,632	1,165,021	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,856	266,387	422	290
	残存期間別	期間の定めのないもの	81,605	80,947	47,203	47,868	—	—	—	—	534	534	33,867	32,544	—
1年以下		160,276	168,674	60,140	59,367	9,719	3,355	—	—	—	—	90,415	105,952	—	—
1年超3年以下		156,405	156,193	87,598	85,408	9,938	10,408	43	49	—	—	58,824	60,327	—	—
3年超5年以下		128,942	143,266	78,074	81,610	10,381	7,865	38	27	—	—	40,448	53,763	—	—
5年超7年以下		92,906	91,297	68,105	68,908	5,392	8,589	8	—	—	—	19,400	13,800	—	—
7年超10年以下		132,772	150,370	87,789	90,612	38,083	59,758	—	—	—	—	6,900	—	—	—
10年超		361,723	374,271	359,766	371,895	1,956	2,375	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		1,114,632	1,165,021	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,856	266,387	422	290

- (注) 1. 期末残高は、個別貸倒引当金控除前のエクスポージャーの額を表示しています。
 2. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 3. エクスポージャー区分の「その他の資産等」の主なもの、労働金庫連合会等への金融機関預け金、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産等です。
 4. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 5. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 6. 「地域別」において、「ファンド」については個々の資産を地域区別に管理していないことから、全て国内に集約して記載しています。
 7. 「業種別」において、「ファンド」および金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「その他」に集約して記載しています。
 8. 「残存期間別」において、金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「期間の定めのないもの」に集約して記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (単位:百万円)

	2019年度	2020年度	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
					目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2	0	2	0	—	2	0
個別貸倒引当金	148	130	148	130	—	148	130
合計	151	130	151	130	—	151	130

(3) 個別貸倒引当金および貸出金償却の業種別残高等 (単位:百万円)

業種区分	2019年度	2020年度	個別貸倒引当金				貸出金償却	
			期首残高	当期増加額	当期減少額			期末残高
					目的使用	その他		
製造業	—	—	—	—	—	—	—	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	137	120	137	120	—	137	120	
サービス業	7	7	7	7	—	7	7	
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	
政府関係機関	—	—	—	—	—	—	—	
個人	3	2	3	2	—	3	2	
その他	2	2	2	2	—	2	2	
合計	148	130	148	130	—	148	130	

(注) 個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内エクスポージャーに対するものです。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2019年度末			2020年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	30,465	30,465	—	45,944	45,944
10%	—	17,146	17,146	—	20,146	20,146
20%	—	237,694	237,694	—	254,064	254,064
35%	—	252,896	252,896	—	256,130	256,130
50%	—	27,959	27,959	—	26,051	26,051
75%	—	523,835	523,835	—	539,161	539,161
100%	—	19,062	19,062	—	18,867	18,867
150%	—	287	287	—	220	220
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	5,575	5,575	—	4,575	4,575
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	—	1,114,924	1,114,924	—	1,165,163	1,165,163

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
 2. リスク・ウェイト区分は、信用リスク削減手法適用を勘案した区分としています。また、個別貸倒引当金が設定されているエクスポージャーについては、個別貸倒引当金相当額を当該エクスポージャーより控除した額で記載しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

自己資本の充実の状況

4. 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
	ポートフォリオ					
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,106	1,849	-	-	-	-
ソブリン向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
金融機関向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
法人等向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
中小企業等・個人向けエクスポージャー	2,101	1,846	-	-	-	-
延滞エクスポージャー	4	2	-	-	-	-

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 与信相当額等

(単位:百万円)

	派生商品取引	
	2019年度末	2020年度末
グロス再構築コストの額 (A)	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	91	77
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	91	77
ネットイングによる与信相当額の削減額 (D)	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E)	91	77
外国為替関連取引	-	-
金利関連取引	91	77
金関連取引	-	-
株式関連取引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	-
その他コモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ取引	-	-
担保の額 (F)	-	-
現金・自金庫預金	-	-
国債・地方債等	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E) - (F)	91	77

(注)1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. 長期決済期間取引の取扱いはありません。
3. クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合 該当はありません。

(2) 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	7,054	-	8,078	-
カードローン	356	-	517	-
住宅ローン	4,661	-	4,656	-
自動車ローン	590	-	1,453	-
その他	1,445	-	1,451	-

(注)再証券化エクスポージャーは保有していません。

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスクウェイト区分	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	1,000	908	4	3
15%~50%未満	6,054	7,170	45	54
50%~100%未満	-	-	-	-
100%~250%未満	-	-	-	-
250%~400%未満	-	-	-	-
400%~1250%未満	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-
住宅ローン	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-

(注)1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスクウェイト × 4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	47	47	48	48
非上場株式等	6	-	6	-
その他	6,834	-	6,834	-
合計	6,888	47	6,888	48

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、投資信託の資産に含まれる出資等エクスポージャーについて、当金庫の保有割合で算定した額を計上しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
売却益	5	31
売却損	-	19
償却	-	-

(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度末	2020年度末
評価損益	△2	△1

(4) 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額 該当はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

計算方式	2019年度末	2020年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,616	1,942
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク量

(単位:百万円)

経済価値の増減額	2019年度末	2020年度末
金利リスク量計	4,725	5,666

計測条件

- 金利ショック:VaR (分散共分散法)
- 信頼区間:片側99%
- 保有期間:預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引120日、有価証券20日
- 観測期間:5年

(2) IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	14,846	11,065	43	0
2	下方パラレルシフト	0	0	231	325
3	ステイプ化	11,918	8,905		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,846	11,065	231	325
		ホ		ヘ	
8	自己資本の額	50,688		49,644	

(注)1. 「△EVE」とは金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の増減額として計測されるものです。
2. 「△NII」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。